

民主党案原案と修正案との要綱対比表

平成18年12月14日

- ・下線部分は、現時点で修正をするべきものと判断している部分
- ・黄色網がけ部分は、そのうちの特に重要な論点に関する部分

民 主 党 案 原 案	修 正 案
<p>日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議 手続及び国民投票に関する法律案要綱</p> <p>第一 趣旨</p> <p>この法律は、日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正（以下「憲法改正」という。）についての国民の承認に係る投票（以下「憲法改正国民投票」という。）及び国政における重要な問題に係る案件（以下「国政問題に係る案件」という。）についての国民の賛否の投票（以下「国政問題国民投票」という。）に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議及び国政問題に係る案件の発議に係る手続の整備を行うものとする。</p> <p>第二 憲法改正国民投票</p>	<p>日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議 手続及び国民投票に関する法律案要綱</p> <p>第一 趣旨</p> <p>この法律は、日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正（以下「憲法改正」という。）についての国民の承認に係る投票（以下「憲法改正国民投票」という。）及び国政における重要な問題に係る案件（以下「国政問題に係る案件」という。）についての国民の賛否の投票（以下「国政問題国民投票」という。）に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議及び国政問題に係る案件の発議に係る手続の整備を行うものとする。</p> <p>上記部分については、次の3案を検討中</p> <p>(A案)「国政問題に係る案件」について一定の限定を加える。</p> <p>(B案)国民投票の対象となる案件を「日本国憲法の改正を要する問題又は日本国憲法の改正の対象となり得る問題に係る案件」（いわゆる「憲法改正に係る予備的国民投票」）に限定する。</p> <p>(C案)上記B案(あるいはA案)に係る国民投票法案が憲法審査会の所管であることが担保されることを前提に、そのような国民投票法制の是非及び具体的制度設計のあり方について「本法施行後速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」旨を附則に明記する。</p> <p>第二 憲法改正国民投票</p>

一 国民投票の実施

1 総則

(1) 国民投票の期日

憲法改正国民投票（第二において単に「国民投票」という。）は、国会が憲法改正を発議した日から起算して60日以後180日以内において、国会の議決した期日に行うものとする。

〔略〕

(2) 国民投票の投票権

日本国民で年齢満18年以上の者は、国民投票の投票権を有するものとする。国会の議決により、当該国民投票に限り、日本国民で年齢満16年以上満18年未満の者も国民投票の投票権を有するものとすることができるものとする。

成年被後見人は、国民投票の投票権を有しないものとする。

(3) 国民投票の執行に関する事務の管理

〔略〕

2 国民投票広報協議会及び国民投票に関する周知

(1) 国民投票広報協議会

国民投票広報協議会の委員の員数は、憲法改正の発議がされた際衆議院議員であった者及び当該発議がされた際参議院議員であった者各10人とするものとする。

委員は、各議院における各会派の所属議員数の比率により、各会派に割り当て選任するものとする。ただし、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て選任した場合には憲法改正の発議に係る議決において反対の表決を行った議員の所属する会派から委員が選任されないこととなるときは、各議院において、当該会派にも委員を割り当て選任するようできる限り配慮するものとする。

国民投票広報協議会は、憲法改正案並びにその要旨及び解説等並びに憲法改正案を発議するに当たって出された賛成意見及び反対意見を掲載した国民投票公報の原稿の作成、憲法改正案に関する説明会の開催その他憲法改正案の広報に関する事務を行うものとする。

国民投票広報協議会が、 の事務を行うに当たっては、憲法改正案

一 国民投票の実施

1 総則

(1) 国民投票の期日

憲法改正国民投票（第二において単に「国民投票」という。）は、国会が憲法改正を発議した日から起算して60日以後180日以内において、国会の議決した期日に行うものとする。

〔略〕

(2) 国民投票の投票権

日本国民で年齢満18年以上の者は、国民投票の投票権を有するものとする。

成年被後見人は、国民投票の投票権を有しないものとする。

(3) 国民投票の執行に関する事務の管理

〔略〕

2 国民投票広報協議会及び国民投票に関する周知

(1) 国民投票広報協議会

国民投票広報協議会の委員の員数は、憲法改正の発議がされた際衆議院議員であった者及び当該発議がされた際参議院議員であった者各10人とするものとする。

委員は、各議院における各会派の所属議員数の比率により、各会派に割り当て選任するものとする。ただし、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て選任した場合には憲法改正の発議に係る議決において反対の表決を行った議員の所属する会派から委員が選任されないこととなるときは、各議院において、当該会派にも委員を割り当て選任するようできる限り配慮するものとする。

国民投票広報協議会は、憲法改正案及びその要旨並びに憲法改正案に係る新旧対照表その他の参考となるべき事項並びに憲法改正案を発議するに当たって出された賛成意見及び反対意見を掲載した国民投票公報の原稿の作成その他これに付随する憲法改正案の広報に関する事務を行うものとする。

国民投票広報協議会が、 の事務を行うに当たっては、憲法改正案

<p>並びにその要旨及び解説等に関する記載、<u>憲法改正案に関する説明会</u>における説明等については客観的かつ中立的に行うとともに、<u>憲法改正案に対する賛成意見及び反対意見の記載、発言等については公正かつ平等に扱うもの</u>とすること。</p>	<p>及びその要旨並びに<u>憲法改正案に係る新旧対照表その他の参考となるべき事項に関する記載等については客観的かつ中立的に行うとともに、憲法改正案に対する賛成意見及び反対意見の記載等については公正かつ平等に扱うもの</u>とすること。</p>
<p>(2) 国民投票に関する周知 〔略〕</p>	<p>(2) 国民投票に関する周知 〔略〕</p>
<p>3 投票人名簿及び在外投票人名簿 〔略〕</p>	<p>3 投票人名簿及び在外投票人名簿 〔略〕</p>
<p>4 投票及び開票</p>	<p>4 投票及び開票</p>
<p>(1) 一人一票 〔略〕</p>	<p>(1) 一人一票 〔略〕</p>
<p>(2) 投票管理者及び投票立会人 〔略〕</p>	<p>(2) 投票管理者及び投票立会人 〔略〕</p>
<p>(3) 投票の方式 投票人は、投票所において、投票用紙の記載欄に、憲法改正案に対し賛成するときは の記号を自書し、憲法改正案に対し反対するときは何らの記載をしないで、これを投票箱に入れなければならないものとする。</p>	<p>(3) 投票の方式 投票人は、投票所において、投票用紙の記載欄に、憲法改正案に対し賛成するときは の記号を自書し、憲法改正案に対し反対するときは何らの記載をしないで、これを投票箱に入れなければならないものとする。</p>
	<p>上記部分については、次の3案を検討中 〔A案〕上記原案のまま 〔B案〕あらかじめ投票用紙に印刷された「賛成」「反対」の文字を で囲むものとするとともに、これらの文字を×や二重線等で消したのも有効とすることによって、できるだけ無効票を少なくしようという方式 〔C案〕上記B案において、「賛成」「反対」の文字に加えて、「棄権」の文字をも投票用紙に印刷しておく方式</p>
<p>(4) 開票管理者及び開票立会人 〔略〕</p>	<p>(4) 開票管理者及び開票立会人 〔略〕</p>
<p>5 国民投票分会及び国民投票会 〔略〕</p>	<p>5 国民投票分会及び国民投票会 〔略〕</p>

6 国民投票運動

(1) 適用上の注意

6（国民投票運動）及び7（罰則）の規定の適用に当たっては、表現の自由、学問の自由及び政治活動の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならないものとする。

(2) 投票事務関係者等の国民投票運動の禁止

投票管理者、開票管理者、国民投票分会長及び国民投票長は、在職中、その関係区域内において、国民投票運動（憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為をいう。以下同じ。）をすることができないものとする。

中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員並びに国民投票広報協議会事務局の職員は、在職中、国民投票運動をすることができないものとする。

(3) 投票日前の国民投票運動のための広告放送の制限

何人も、国民投票の期日前7日に当たる日から国民投票の期日までの間においては、(4)による場合を除くほか、一般放送事業者、有線テレビジョン放送事業者又は有線ラジオ放送若しくは電気通信役務利

6 国民投票運動

(1) 適用上の注意

6（国民投票運動）及び7（罰則）の規定の適用に当たっては、表現の自由、学問の自由及び政治活動の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならないものとする。

(2) 公務員の政治的行為の制限規定の適用除外

公務員が国会が憲法改正を發議した日から国民投票の期日までの間に行う国民投票運動（憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう積極的に勧誘する行為をいう。以下同じ。）その他の憲法改正に関する意見の表明及びこれに必要な行為については、国家公務員法、地方公務員法等の政治的行為の制限等に関する規定は適用しないものとする。

(3) 投票事務関係者等の国民投票運動の禁止

投票管理者、開票管理者、国民投票分会長及び国民投票長は、在職中、その関係区域内において、国民投票運動をすることができないものとする。

中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員並びに国民投票広報協議会事務局の職員は、在職中、国民投票運動をすることができないものとする。

(4) 公務員等・教育者の地位利用による国民投票運動の制限

公務員等及び教育者は、その地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行いうるような影響力（教育者にとっては、学校の児童、生徒及び学生に対する影響力）又は便益を利用して、国民投票運動をすることができないものとする。ただし、違反した場合の罰則は設けないものとする。

(5) 投票日前の国民投票運動のための広告放送の制限

何人も、国民投票の期日前7日に当たる日から国民投票の期日までの間においては、(6)による場合を除くほか、一般放送事業者、有線テレビジョン放送事業者又は有線ラジオ放送若しくは電気通信役務利

用放送の業務を行う者の放送設備を使用して、国民投票運動のための
広告放送をし、又はさせることができないものとする。

(4) 政党等による放送及び新聞広告

政党等（一人以上の衆議院議員又は参議院議員が所属する政党その
他の政治団体であって、両議院の議長が協議して定めるところにより
国民投票広報協議会に届け出たものをいう。以下同じ。）は、日本放
送協会及び一般放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送
設備により、憲法改正案に対する意見を無料で放送することができる
ものとする。この放送に関しては、すべての政党等に対して、同一
放送設備を使用し、憲法改正の発議に係る議決がされた際当該政党
等に所属する衆議院議員及び参議院議員の数を踏まえて国民投票広報
協議会が定める時間数を与える等同等の利便を提供しなければならない
ものとする。

政党等は、憲法改正の発議に係る議決がされた際当該政党等に所属
する衆議院議員及び参議院議員の数を踏まえて国民投票広報協議会が
定める寸法で、新聞に、国民投票広報協議会が定める回数に限り、無
料で、憲法改正案に対する意見の広告をすることができるものとする
こと。

7 罰則

用放送の業務を行う者の放送設備を使用して、国民投票運動のための
広告放送をし、又はさせることができないものとする。

上記部分については、次の3案を検討中

(A案) 制限期間を「国民投票の期日前14日に当たる日」からとする。

(B案) 制限期間を「国民投票の期日前14日に当たる日」からとするど
もに、賛否平等取扱いに関する放送事業者等の配慮規定を置く。

(C案) 制限期間を「国会が憲法改正を発議した日」から投票期日までの
全期間とする。

(6) 政党等による放送

国民投票広報協議会は、日本放送協会及び一般放送事業者のラジオ
放送又はテレビジョン放送の放送設備により、憲法改正案の広報のた
めの放送を行うものとする。この放送は、国民投票広報協議会が
行う憲法改正案及びその要旨等の広報並びに憲法改正案に対する賛成
の政党等（一人以上の衆議院議員又は参議院議員が所属する政党その
他の政治団体であって両議院の議長が協議して定めるところにより国
民投票広報協議会に届け出たものをいう。以下同じ。）及び反対の政
党等が行う意見の広告からなるものとする。

の放送において、国民投票広報協議会は、憲法改正案及びその要
旨等の広報を客観的かつ中立的に行うものとする。

の放送において、政党等は、憲法改正案に対する賛成又は反対の
意見を無料で放送することができるものとする。この場合におい
て、憲法改正案に対する賛成の政党等及び反対の政党等の双方に対し
て同一の時間数及び同等の時間帯を与える等同等の利便を提供しな
ければならないこと。また、政党等は、当該放送の一部を、その指名す
る団体に行わせることができるものとする。

〔削除 = 政党等による無料の意見広告枠は、テレビ等のみとする〕

7 罰則

- (1) 職権濫用による国民投票の自由妨害罪
〔略〕
- (2) 投票の秘密侵害罪
〔略〕
- (3) 投票干渉罪
〔略〕
- (4) 投票事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等
〔略〕
- (5) 国民投票運動の規制違反
国民投票運動の規制（6(2)に限る。）違反の罪に関し、必要な罰則の規定を置くものとする。
- (6) その他
〔略〕

二 国民投票の効果

1 国民の承認

国民投票において、憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数の2分の1を超えた場合は、当該憲法改正について国民の承認があっ

(1) 組織的多数人買収及び利害誘導罪

国民投票に関し、組織により、多数の投票人に対し、憲法改正案に対する賛成又は反対の投票をし又はしないよう積極的に勧誘し、その投票をし又はしないことの報酬として、金銭若しくは憲法改正案に対する賛成若しくは反対の投票をし若しくはしないことに影響を与えるに足りる物品その他の財産上の利益（国民投票運動において意見の表明の手段として通常用いられないものに限る。）若しくは公私の職務の供与をし、若しくはその供与の申込み若しくは約束をし、又は憲法改正案に対する賛成若しくは反対の投票をし若しくはしないことに影響を与えるに足りる供応接待をし、若しくはその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処するものとする。

と同様に禁止の対象となる行為を限定した上で、利害誘導罪及び買収目的交付罪を設けるものとする。

上記の条文であいまいさが残らないが、なお、最終的な確認を要する。

- (2) 職権濫用による国民投票の自由妨害罪
〔略〕
- (3) 投票の秘密侵害罪
〔略〕
- (4) 投票干渉罪
〔略〕
- (5) 投票事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等
〔略〕
- (6) 国民投票運動の規制違反
国民投票運動の規制（6(3)に限る。）違反の罪に関し、必要な罰則の規定を置くものとする。
- (7) その他
〔略〕

二 国民投票の効果

1 国民の承認

国民投票において、憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数の2分の1を超えた場合は、当該憲法改正について国民の承認があっ

たものとする。

2 憲法改正の公布のための手続
〔略〕

三 国民投票無効の訴訟等
〔略〕

第三 国政問題国民投票

一 国政問題国民投票の実施

国会が、国会法の規定により国政問題に係る案件を発議したときは、国政問題国民投票を行うものとする。

二 国政問題国民投票の結果

国政問題国民投票の結果は、国及びその機関を拘束しないものとする。

三 憲法改正国民投票に係る規定の国政問題国民投票への準用

国政問題国民投票の実施については、第二（憲法改正国民投票）の一（国民投票の実施）の規定を準用するものとし、必要な読替えを行うものとする。

第四 補則
〔略〕

第五 国会法の一部改正

一 憲法改正の発議のための国会法の一部改正

1 日本国憲法の改正の発議

(1) 憲法改正原案の提出要件

議員が憲法改正案の原案（以下「憲法改正原案」という。）を発議するには、衆議院においては議員100人以上、参議院においては議員50人以上の賛成を要するものとする。

たものとする。

一 4(3) (投票の方式) 記載のB案・C案の場合には、「投票総数」とあるのは、「投票総数(憲法改正案に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数を合計した数をいう。)」とする。

2 憲法改正の公布のための手続
〔略〕

三 国民投票無効の訴訟等
〔略〕

第三 国政問題国民投票

一 国政問題国民投票の実施

国会が、国会法の規定により国政問題に係る案件を発議したときは、国政問題国民投票を行うものとする。

二 国政問題国民投票の結果

国政問題国民投票の結果は、国及びその機関を拘束しないものとする。

三 憲法改正国民投票に係る規定の国政問題国民投票への準用

国政問題国民投票の実施については、第二（憲法改正国民投票）の一（国民投票の実施）の規定を準用するものとし、必要な読替えを行うものとする。

上記については、第一(趣旨)記載の(A案)(B案)(C案)の3案参照。

第四 補則
〔略〕

第五 国会法の一部改正

一 憲法改正の発議のための国会法の一部改正

1 日本国憲法の改正の発議

(1) 憲法改正原案の提出要件

議員が憲法改正案の原案（以下「憲法改正原案」という。）を発議するには、衆議院においては議員100人以上、参議院においては議員50人以上の賛成を要するものとする。

(2) 個別発議

憲法改正原案の発議に当たっては、内容において関連する事項ごとに区分して行うものとする。

(3) 憲法改正の発議及び国民に対する提案

憲法改正原案について国会において最後の可決があった場合には、その可決をもって、国会が日本国憲法第96条第1項に定める憲法改正の発議をし、国民に提案したものとすること。

の場合において、両議院の議長は、憲法改正の発議をした旨及び発議に係る憲法改正案を官報に公示するものとする。

2 憲法審査会

(1) 設置

日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法の改正手続に係る法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設けるものとする。

(2) 憲法改正原案の提出等

憲法審査会は、憲法改正原案及び日本国憲法の改正手続に係る法律案を提出することができるものとする。

(3) 憲法改正原案の審査手続の特例

〔略〕

(4) 合同審査会

〔略〕

(5) その他

〔略〕

3 国民投票広報協議会

1(3)の憲法改正の発議があったときは、その国民に対する広報に関する事務を行うため、国会に、各議院においてその議員の中から選任された同数の委員で組織する国民投票広報協議会を設けるものとする。

二 国政問題に係る案件の発議のための国会法の一部改正

(2) 個別発議

憲法改正原案の発議に当たっては、内容において関連する事項ごとに区分して行うものとする。

(3) 憲法改正の発議及び国民に対する提案

憲法改正原案について国会において最後の可決があった場合には、その可決をもって、国会が日本国憲法第96条第1項に定める憲法改正の発議をし、国民に提案したものとすること。

の場合において、両議院の議長は、憲法改正の発議をした旨及び発議に係る憲法改正案を官報に公示するものとする。

2 憲法審査会

(1) 設置

日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設けるものとする。

(2) 憲法改正原案等の提出

憲法審査会は、憲法改正原案及び日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案を提出することができるものとする。

(3) 憲法改正原案の審査手続の特例

〔略〕

(4) 合同審査会

〔略〕

(5) その他

〔略〕

3 国民投票広報協議会

1(3)の憲法改正の発議があったときは、その国民に対する広報に関する事務を行うため、国会に、各議院においてその議員の中から選任された同数の委員で組織する国民投票広報協議会を設けるものとする。

二 国政問題に係る案件の発議のための国会法の一部改正

- 1 国政問題に係る案件について国民投票に付すときは、国会の議決により、これを発議するものとする。
- 2 国政問題に係る案件は、国民が賛成又は反対を表明することができる明確な設問としなければならないものとする。
- 3 議員が国政問題に係る案件に係る議案を発議するには、衆議院においては議員100人以上、参議院においては議員50人以上の賛成を要するものとする。
- 4 国政問題に係る案件の発議については、一(3)及び3と同様とすること。

第六 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を経過した日から施行するものとする。ただし、第五の規定は公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から、次の二の規定は公布の日から施行するものとする。

二 法制上の措置

国は、この法律の公布の日後速やかに、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行の日までに、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

- 1 国政問題に係る案件について国民投票に付すときは、国会の議決により、これを発議するものとする。
- 2 国政問題に係る案件は、国民が賛成又は反対を表明することができる明確な設問としなければならないものとする。
- 3 議員が国政問題に係る案件に係る議案を発議するには、衆議院においては議員100人以上、参議院においては議員50人以上の賛成を要するものとする。
- 4 国政問題に係る案件の発議については、一(3)及び3と同様とすること。

上記については、第一(趣旨)記載の(A案)(B案)(C案)の3案参照。

第六 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3年を経過した日から施行するものとする。ただし、第五及び三の規定は公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から、二1の規定は公布の日から施行するものとする。

二 法制上の措置

- 1 国は、この法律の施行の日までの間に、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。
- 2 1の措置が講ぜられ、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間、国民投票の投票権を有するのは、年齢満20年以上の者とするものとする。

三 憲法審査会の憲法改正原案の審査権限の凍結

憲法審査会は、この法律の施行の日までの間は、憲法改正原案の審査及び提出を行わず、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての調査を行うものとする。

三 その他
その他所要の規定を整備するものとする。

四 その他
その他所要の規定を整備するものとする。